

## 公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成25年9月2日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区職員の健康診断等業務委託

#### (2) 業務内容

主な業務は以下のとおり。

定期一次、二次健康診断

婦人健康診断（乳がん、子宮がん、骨粗しょう症）

消化器（上部）健康診断及び大腸がん健康診断

特殊健康診断（電離放射線、有機溶剤、腰痛・頸肩腕、VDT健診）

健康相談（産業医、保健師）

#### (3) 履行期限

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

### 2 参加資格

医療法人等の団体であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項の規定による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の入札参加禁止又は指名停止処分の期間中でないこと。

(3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 「プライバシーマーク」が付与され、「ISMS認証」を取得し、又は当該団体の個人情報保護に関する規程で個人情報保護に関して規程を設けてあること。

(6) 平成21年度以降に3,000人以上の健康診断を1官公庁又は1企業において、一時期に実施した実績を有すること

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

上記2の参加資格及び現在の業務の実施体制を基に選考するものとする。

### 4 提案書を特定するための審査基準

#### (1) 応募理由

#### (2) 基本的な考え方

#### (3) これまでの実績

#### (4) 実施体制

#### (5) 研修体制

- (6) 苦情等、受診者への対応体制
- (7) 個人情報保護
- (8) 安全管理体制
- (9) 健康診断の実施実現可能性
- (10) 健康相談の実施実現可能性
- (11) 見積り金額と提案内容との整合性

## 5 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区総務部職員厚生課健康管理係

【所在地】世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所第一庁舎5階51番窓口

【電話】03-5432-2117 【FAX】03-5432-3010

【E-mail】SEA02010@mb.city.setagaya.tokyo.jp

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成25年9月2日(月)～9月13日(金)(土曜日・日曜日及び祝日を除く)午前9時～午後4時

場所：世田谷区ホームページでの閲覧、及び上記5(1)の担当部課窓口

方法：希望者に無償配布する。

### (3) 事業内容説明会

事業内容説明会は開催しない。

### (4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期限：平成25年9月18日(水)(午後4時まで必着)

場所：上記5(1)の担当部課と同じ

方法：持参、又は郵送(ただし、書留郵便に限る)

参加表明書は担当課指定の様式を用い、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号及びファクシミリ番号を記載し、登記事項証明書、業務経験者の経歴書、「プライバシーマーク使用許諾証」(写)若しくは「ISMS認証登録番号」又は当該団体の個人情報保護に関する規程、過去5年間に3,000人以上の健康診断を1官公庁又は1企業において一時期に実施した実績を有することを証明するものを添付すること。

ただし、世田谷区の入札参加資格を有しない団体は、登記簿謄本、法人事業税の納税証明書、法人税の納税証明書、消費税の納税証明書及び財務諸表を参加表明書に添付すること。

### (5) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成25年10月11日(金)(午後4時まで必着)

場所：上記5(1)の担当部課と同じ

方法：持参に限る

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

- ( 4 ) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- ( 5 ) 関連情報を入手するための照会窓口  
5 ( 1 ) に同じ
- ( 6 ) 詳細は説明書による。